

(1 9) 【発行国・地域】日本国特許庁(J P)
(4 5) 【発行日】平成 2 9 年 1 2 月 1 8 日 (2 0 1 7 . 1 2 . 1 8)
(1 2) 【公報種別】意匠公報(S)
(1 1) 【登録番号】意匠登録第 1 5 9 3 4 9 2 号 (D 1 5 9 3 4 9 2)
(2 4) 【登録日】平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日 (2 0 1 7 . 1 1 . 2 4)
(5 4) 【意匠に係る物品】携帯情報端末機
【本意匠の意匠登録番号】意匠登録第 1 5 9 3 3 8 1 号 (D 1 5 9 3 3 8 1)
(5 2) 【意匠分類】H 7 - 7 2 5
(5 1) 【国際意匠分類】L o c (1 1) C l . 1 4 - 0 2
【Dターム】H 7 - 7 2 5 A A 、 H 7 - 7 2 5 G
(2 1) 【出願番号】意願 2 0 1 7 - 1 1 8 5 7 (D 2 0 1 7 - 1 1 8 5 7)
(2 2) 【出願日】平成 2 9 年 6 月 1 日 (2 0 1 7 . 6 . 1)

(7 2) 【創作者】

【氏名】小西 祐介

【住所又は居所】大阪府堺市堺区匠町 1 番地 シャープ株式会社内

(7 3) 【意匠権者】

【識別番号】0 0 0 0 0 5 0 4 9

【氏名又は名称】シャープ株式会社

【氏名又は名称原語表記】S H A R P K A B U S H I K I K A I S H A

【住所又は居所】大阪府堺市堺区匠町 1 番地

(7 4) 【代理人】

【識別番号】1 0 0 1 6 0 7 8 3

【弁理士】

【氏名又は名称】堅田 裕之

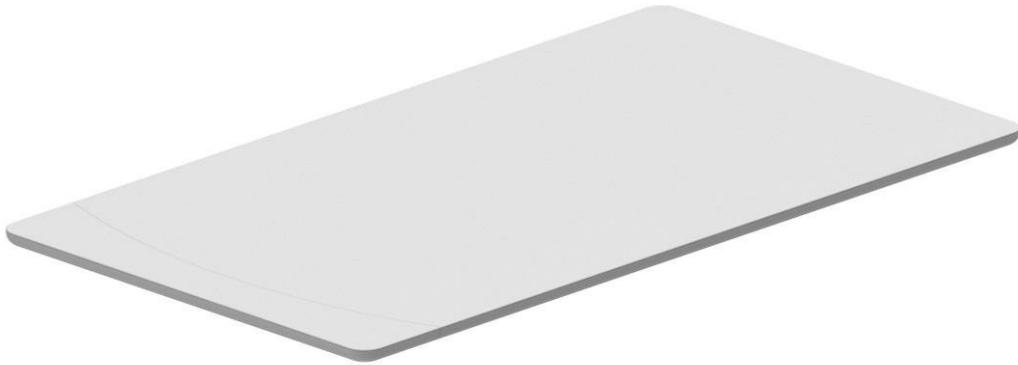
【審査官】木村 智加

(5 5) 【意匠に係る物品の説明】本物品は、本体の一部を分離して使用することが可能な携帯情報端末機である。表示状態例を示した第 1 参考図に示すように、本体が一体のままで本体正面の全面を表示領域とすることが出来る。また、表示状態例を示した第 2 参考図に示すように、本体を 2 つに分離させ、夫々独立して操作・表示したり、一方をコントロールパッドとして使用することも可能である。接面に設けたマグネットにより、本体が一体となった状態で使用することが出来る。

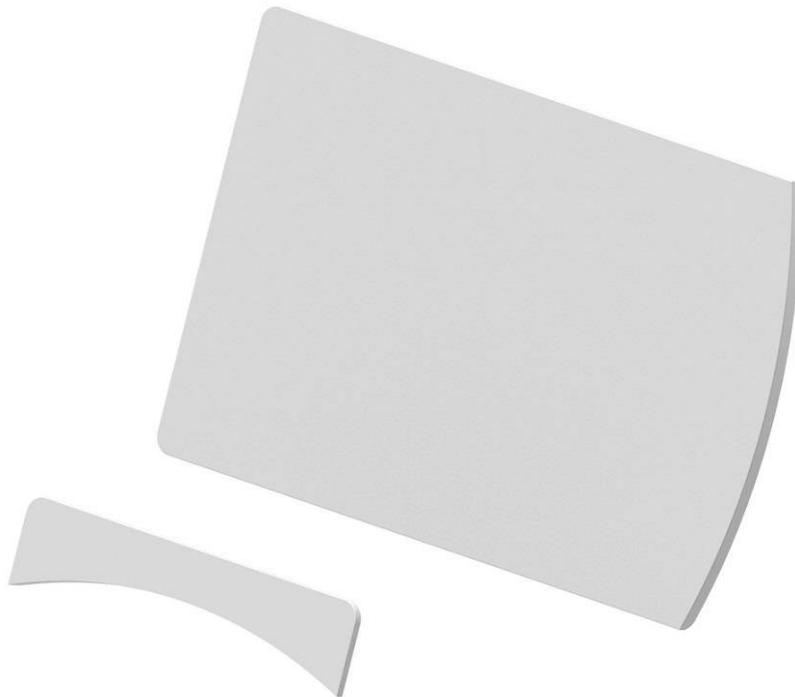
(5 5) 【意匠の説明】各図の表面部に表された濃淡は、いずれも立体表面の形状を特定するためのものである。

【図面】

【斜視図】



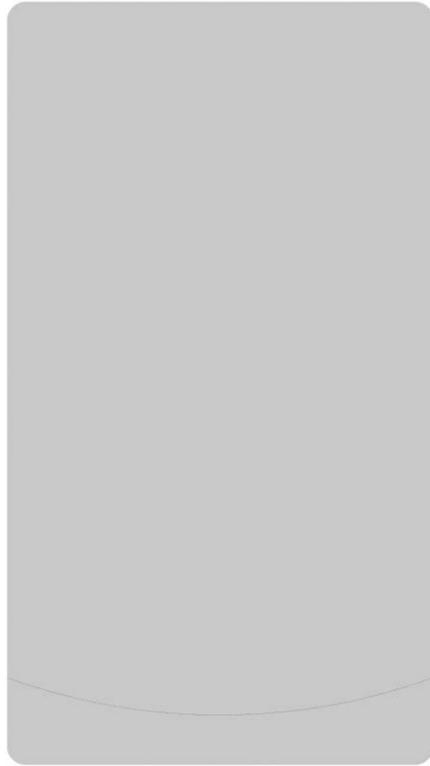
【分離した状態を示した斜視図】



【正面図】

(3)

意匠登録 1 5 9 3 4 9 2



【背面図】



【平面図】



【底面図】



【右側面図】



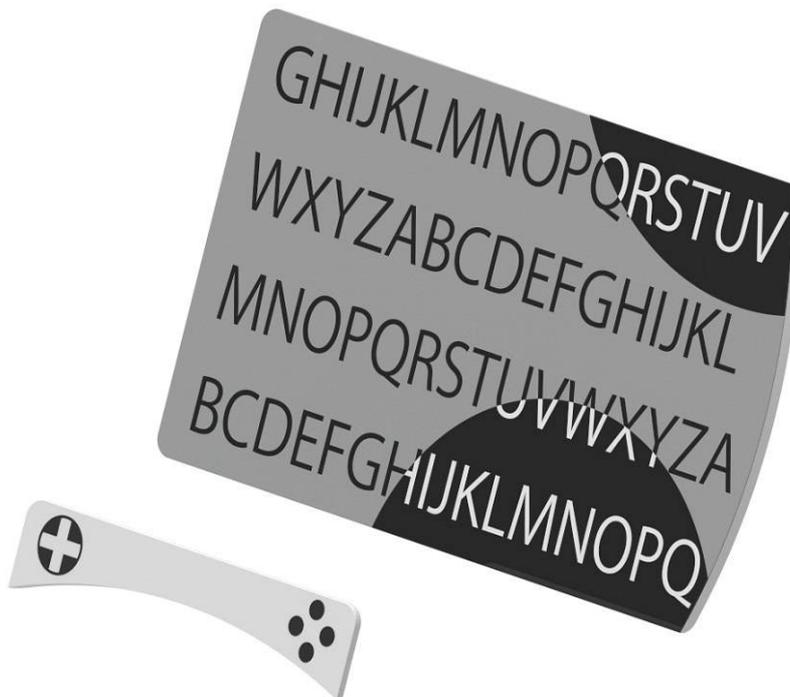
【左側面図】



【表示状態例を示した第 1 参考図】



【表示状態例を示した第2参考図】



(56) 【参考文献】意登1573773 大韓民国意匠商標公報、13-04号、(2013-2-7)、30-0679818、(特許庁意匠課公知資料番号HH25406837)